

3．河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的，種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 河川工事の施行

河川工事の施行場所は次に示すとおりです。

高潮対策：防潮水門及び排水機場

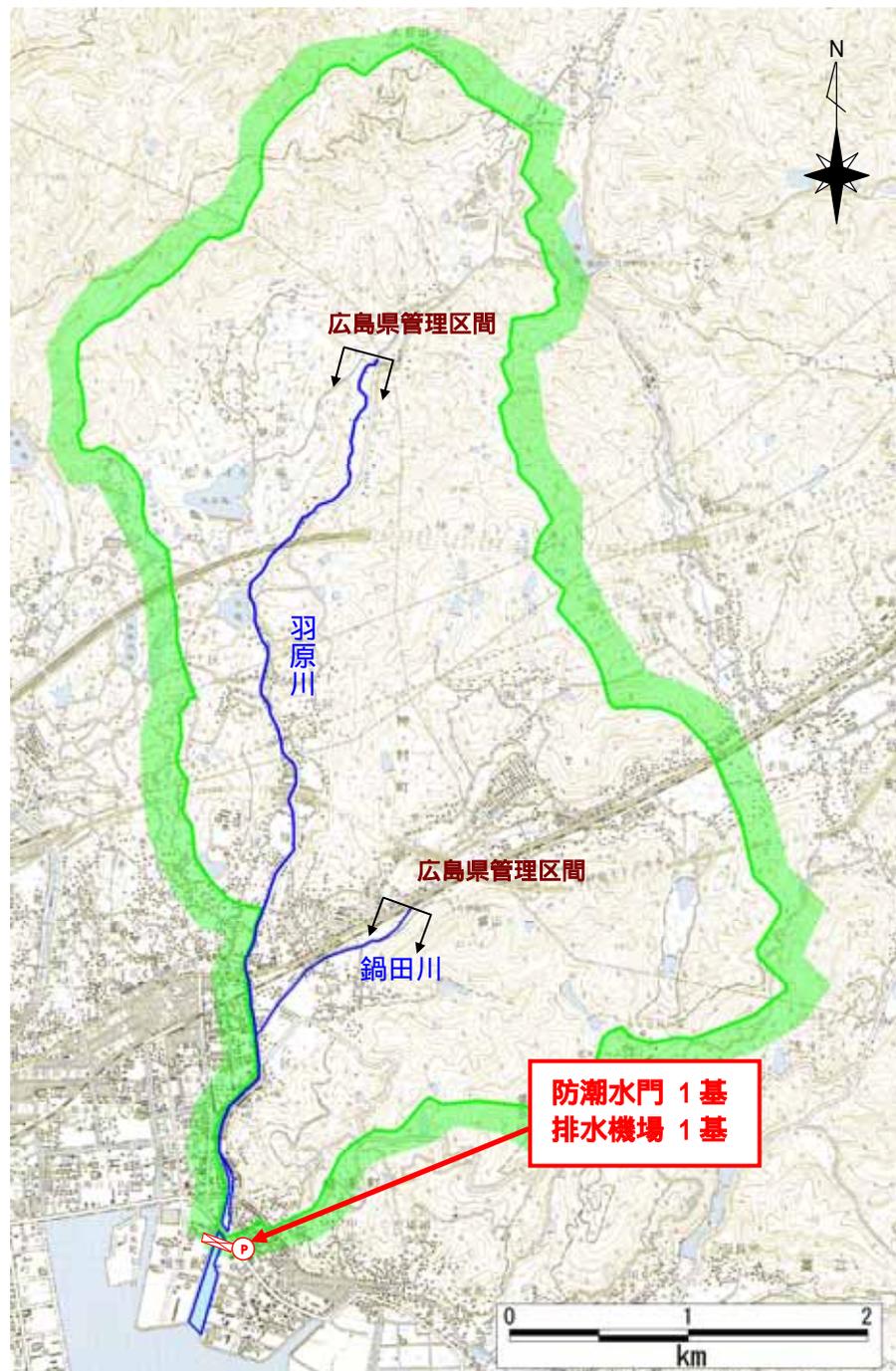


図-3.1 施行場所位置図

3.1.2 河川工事の目的、種類及び河川管理施設の機能の概要

羽原川においては、河口部の高潮被害を防止するために防潮水門を整備します。また、水門閉鎖時に想定される規模の降雨に伴う洪水から越水氾濫を軽減するため、排水機場を整備します。

表-3.1(1) 防潮水門、防潮堤の諸元

項 目	諸 元
目 的	高潮被害の防止
計画高潮位	T.P.+3.02m
計画堤防高	T.P.+3.57m

表-3.1(2) 羽原川排水機場の諸元

項 目	諸 元
目 的	越水氾濫の軽減
集水面積	13.9km ²
ポンプ計画排水量	11m ³ /s

(注)T.P.:東京湾中等潮位(平成12年(2000年)以前の測地成果による表示)

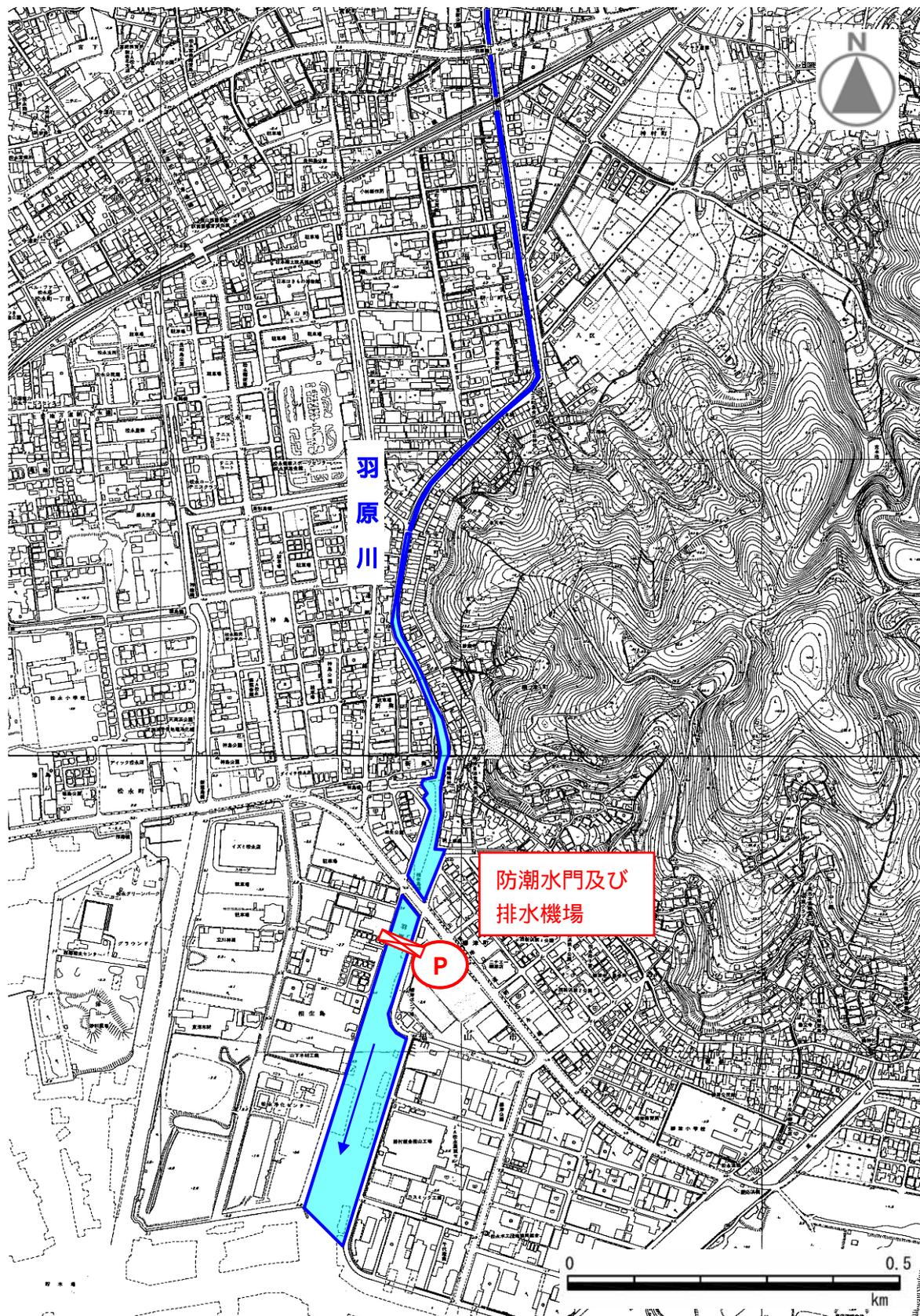


図-3.2 羽原川平面図(高潮対策)

3.2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理に当たっては，災害の発生防止，河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持，河川環境の整備と保全の観点から，必要に応じ河道内の堆積土砂を撤去するなど，河川の有する多面的機能を十分発揮できるように適正な管理を行います。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は，羽原川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 河道の維持

長期間に又は出水により河道及び防潮水門に土砂が堆積し，治水上支障となる場合は，環境面へも配慮しつつ浚渫等必要な対策を講じます。また，出水に伴う河床の低下により，護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因となるので，早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

(2) 護岸，堤防及び排水機場等の維持

護岸，堤防等の河川管理施設については，法崩れ，亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。また，河口部に設置する排水機場についても，定期的な点検を実施し，機能の維持に努めます。

(3) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため，河道内植生の管理を地域住民と協力して実施します。

(4) 濁水流出の防止

河川改修等により発生する濁水については，動植物の生息・生育環境，河川景観等への配慮から，これを防止または軽減するよう努めます。